

平成21年度第1回

江戸川区都市計画審議会

議事録

平成21年度第1回江戸川区都市計画審議会

日 時：平成21年11月12日（木）午後2時00分より午後4時35分

場 所：区役所第1・2委員会室

出席者：委 員 青谷懿、朝比奈智恵美、有田智一、石田正博、大村謙二郎、川瀬泰徳、
小泉敏夫、小久保晴行、小島務、佐久間直人、佐藤淳一、嶋義亮、
須賀幸一、杉本英臣、須田哲二、田口浩、中里省三、長澤正一、
長谷川眞、人見哲爲、横山巖 以上21名

事務局 都市開発部長、都市計画課長、住宅課長、まちづくり調整課長、
まちづくり推進課長、市街地開発課長、建築指導課長、施設課長、
学校建設技術課長、土木部長、土木部参事、計画課長、
沿川まちづくり課長、その他関係職員（7名） 以上20名

欠席者：委 員 岩楯重治、齋藤茂太郎、西野博、山岡新太郎 以上4名

議 案：1. 開会

2. 委員の交代について

3. 事務局からの確認項目

①資料確認

②区ホームページへの掲載について

4. 案件審議

諮問第1号の1 東京都市計画地区計画 中葛西八丁目地区地区計画の決定に
ついて (江戸川区決定)

諮問第1号の2 東京都市計画用途地域の変更について (東京都決定)

諮問第1号の3 東京都市計画高度地域の変更について (江戸川区決定)

諮問第1号の4 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について
(江戸川区決定)

諮問第2号 東京都市計画土地地区画整理事業 江戸川南部土地地区画整理事業
の変更について (東京都決定)

諮問第3号 東京都市計画土地地区画整理事業 北小岩一丁目東部土地地区画
整理事業の決定について (江戸川区決定)

5. 閉会

議 事

事 務 局：皆様、今日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
います。

ただいまから21年度江戸川区都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日、21年度第1回ということでございます。これまでの間に委員の方に変更がありましたので、変更になった委員の方だけ私のほうからご紹介しますので、大変恐縮ですが、自席でお立ちいただきたいと思っております。名簿順にご紹介をいたします。

まず最初に、区議会から小泉委員でございます。

小泉委員：どうぞよろしくお願いたします。

事務局： 島村委員との交代でございます。続きまして、同じく区議会から川瀬委員です。

川瀬委員： どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 北川委員からの交代です。同じく中里委員です。

中里委員： 中里です。よろしくお願いいたします。

事務局： 笹本委員からの交代でございます。

それから、行政機関のほうから、本日欠席でございますが、齋藤委員が就任をしていただいております。前任の藤田小松川警察署長との交代でございます。

次に、長谷川委員でございます。

長谷川委員： 長谷川です。

事務局： 田名部委員との交代でございます。それから、関係団体代表のほうから青谷委員でございます。

青谷委員： よろしくお願ひします。

事務局： 石井委員との交代でございます。

以上6名の変更がございましたので、お手元の名簿等でご確認をいただいで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、審議に入っていきたいと思ひます。これからの進行を人見会長にお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長： それでは、審議会の成立につきまして、審議会委員25名中欠席4名、出席21名ということで成立しております。

議事録署名委員として、川瀬委員、小泉委員、このお二人にお願ひいたします。

傍聴者を入室させてください。傍聴者は7名ですね。

本日のこの諮問事項について、区議会の建設委員会に付託されている案件がございますので、建設委員会の正・副委員長、川口委員長と伊藤副委員長お二人が様子を見たいということで同席しておりますのでよろしくお願ひします。

それでは資料確認、事務局からお願ひします。

事務局： それでは、事務局より配付資料についてご確認をさせていただきます。

まず、議案書でございますが、資料1から3まで既にお届けをしております。なお、申しわけございませんが、郵送させていただきましたレジュメの中の諮問第1号の2、東京都市計画用途地域の変更について（江戸川区決定）と記載してございますが、東京都決定でございます。本日お配りした次第の中には東京都決定ということで訂正してございますが、郵送分だけ誤記載がございますので、よろしくお願ひいたします。

資料1から3まで、お手元にない方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでお声かけいただきたいと思ひます。

それから本日、式次第、座席表、委員名簿、それから諮問第3号について意見書が出ておりますので、参考資料といたしまして「都市計画案

への意見書について」という資料をお配りしてございます。よろしいでしょうか。

配付資料については以上でございます。

続きまして、もう1点、区のホームページへの掲載についてご報告いたします。これまで区のホームページ上におきましては、本審議会の概要並びに開催案内等をお知らせしているところでございますが、情報公開をさらに進めるという観点から、一つは、本委員会の開催前に都市計画案の縦覧を窓口で2週間行っておりますが、この縦覧の図書をホームページ上で公表するという形をとらせていただきました。これは本案件にあります中葛西8丁目地区の縦覧のときからそのような形で縦覧をしておりますので、今後、縦覧についてはホームページを活用していきたいと考えております。

それからもう1点でございますが、今、座席にお配りしております本委員名簿並びに、本日議事録をとらせていただくわけですが、委員名簿と議事録については、これまでもお申し出があった方にコピーをお渡しするというような形で情報公開しておりましたが、今後につきましては、本委員名簿と議事録、これは当然個人情報とか委員名等は削除した形になりますが、これもホームページ上で掲載させていただきたいと考えております。

以上でございます。

会 長 : それでは、審議に入りたいと存じます。

諮問第1号の1ないし4及び諮問第2号を一括して審議したいと存じます。

事務局お願いします。

事 務 局 : それでは、諮問第1号、第2号を一括してご説明申し上げます。

まず資料1をご覧いただきたいと思います。諮問第1号の1、東京都市計画地区計画中葛西八丁目地区地区計画の決定について（江戸川区決定）でございます。諮問第1号の2、東京都市計画用途地域の変更について（東京都決定）でございます。諮問第1号の3、東京都市計画高度地区の変更について（江戸川区決定）でございます。諮問第1号の4、東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（江戸川区決定）、以上の四つの案件でございます。

本案件は、本年10月16日から30日まで都市計画案を縦覧いたしました結果、縦覧者2名、意見書の提出はございませんでした。

また、諮問第2号、東京都市計画土地区画整理事業江戸川南部土地区画整理事業の変更（東京都決定）についても同様に縦覧いたしました。縦覧者、意見書等ございませんでした。

それでは、資料の1ページをおめくりいただきたいと思います。

議案の概要でございます。

スクリーンの位置図につきましては、8ページに記載してございます。

本地区は、東京メトロ東西線葛西駅の南側に位置している赤い部分でございませう。北側を清砂大橋の通り、東側を環状七号線、南側を左近川親水緑道に囲まれた区域になります。

木造住宅が密集し、4 m未満の狭隘道路が多く、防災・安全性の面から課題がある地区となっております。

江戸川区都市計画マスタープランにおきましては、良好な中高層住宅地の形成を目指しており、幹線道路沿道区域は高度利用を促進し、業務・商業と住宅が共存するにぎわいある沿道複合市街地の形成を図ることとしております。

必要な基盤整備と合理的な土地利用の誘導により、良好な市街地を形成するため、約16.6 haの区域について地区計画を決定いたします。

また、土地利用上の観点から検討した結果、約14.6 haの区域については、用途地域、高度地区並びに防火地域及び準防火地域を変更するものであります。なお、住宅市街地総合整備事業によりまして、地区内の道路の拡幅整備や公園の整備を進めてまいります。

資料の2ページでございませう。

中葛西8丁目地区の街づくりの経過と今後の予定でございませう。

平成18年2月にまちづくり協議会が設立されまして、設立時から本年8月までの期間、計21回協議会が開催されております。2年前になりますが、19年6月に「まちづくり提言」ということで、区長あてに提言書を提出いただいております。本年7月、地区計画素案の説明会を行いまして、翌8月には地区計画原案説明会を実施しております。なお、この審議会の終了後、22年、来年1月に都市計画の決定告示を予定しているところでございませう。

ここからは前方のスクリーンをご覧くださいと思います。

この画面は、地区内の皆様の敷地がどのように使われているかを、それからどのような種類の建物が建っているかを表しております。黄色いところはマンションやアパートなどの集合住宅になります。緑色は戸建ての住宅になります。これらの建物が地区の大半を占めておりまして、住宅中心のまちになっております。白地に斜線の箇所は建物が建っていない駐車場などの土地になりますが、将来的には建物も建っていくだろうということでございまして、中央に多く位置しておりますのは、避難所にもなっております第四葛西小学校であります。

次の画面は、道路・公園の現況図になります。赤い線、ご覧くださいませうでしょうか。4 m未満の細街路でございませう。黄色い線は4 mから6 mまでの道路であります。青い線、外周部に青い道路がありますが、これは6 m以上の大きな道路が外周部にはあるという状況でございませう。この図のように、通り抜けの道路としては4 m未満のものが多くて、6 m以上の道路はほぼ外周部にあるという状況でございませう。

それから、公園・緑地ですが、地区の北側に中葛西8丁目児童遊園、

緑色に塗ったところですが、これは約1,900㎡ほどあります。それから、南側に左近川親水緑道があります。特にこれしかございませんという状況図でございます。

次に、地区計画の目標です。一つには災害に強いまち、そしてだれもが安心して暮らせるまち、それから快適な住環境のまちという三つの柱を目標として掲げております。地区整備の方針であります。既存の道路を区画道路に位置づけまして、適切な道路網を構築していきます。それからもう一つは、避難・救助の軸になるような道路、幅員6mに位置づけて整備をしていこうというものでございます。それから、公園・緑地については、地区面積の3%を確保して防災機能を向上させようというこの二つの方針をもって臨むということでございます。

地区施設の配置図であります。青く番号が付けてある道路をごらんいただけますでしょうか。21本ございますが、この道路を区画道路と位置づけまして、通り抜けのできるネットワーク化を図っていきたいと考えております。

こちらの図面は、区画道路を今後の整備も含めて色分けをしております。図に示してあります赤い色の線、ちょうど井げた状になっている4本の道路をご覧いただけたらと思いますが、この4本につきましては、先ほど申し上げました住宅市街地総合整備事業、通称密集事業と呼ばれておりますが、この事業を用いまして道路用地を買収して6mに拡幅していきます。それから公園・緑地については、南側にあります左近川親水緑道、1,500㎡を地区施設として位置づけますが、地区全体の3%ということになりますと5,000㎡ほど必要になりますので、そこに満たない3,500㎡ほどについては、今後密集事業の中で整備をしていくということでございます。

次に土地利用の方針であります。大きく分けまして三つ、近隣商業街区、一番北の清砂大橋通りと接している部分、約0.1haであります。それから大部分のエリアは住居街区ということで14.5ha、それから環七沿道街区が約2haというようなことで区分してございます。

それぞれご説明申し上げます。

まず、住居街区ですが、非常に葛西の駅にも近いという利便性がございますので、こういう利便性を生かした合理的な土地利用を図り、戸建て住宅や集合住宅を中心に身近な店舗・事務所等が共存する住居系の市街地としての形成を図ります。

右のほうに表がございしますが、このため、6項目のルールを定めていきます。

まず一つは、建築物の用途の制限としまして、500㎡を超えるような店舗・飲食店、そこにありますようなホテル・ボウリング場等もそうですが、こういう建物は制限をさせていただきます。それから、敷地面積の最低限度を90㎡といたしますということで、今後90㎡以下に分

筆することはできないというようなことをしていきます。

それから、壁面の位置の制限ということで、道路境界線から50cm後退して沿道緑化にさせていただくとか、2mの隅切りをとっていただきます。それから、高さの最高限度を16m、おおむね5階建てまでとする制限を考えております。それから建物の形態、色彩ですが、周辺の環境と調和を目指すということで、マンセル値という指標を使って制限を加えていこうということでございます。最後に、垣とか柵の構造制限としては、生け垣、ネットフェンス、緑化、こういうものをかけていこうということでございます。

それから、堀江並木通りというのが地区の西側にありますが、住居街区の中でも、この沿線はさらに西側のブロックが区画整理事業で整然とした街並みになっていますので、道路の反対側との共生を目指すというようなことを条件に、敷地面積が300㎡以上の土地については20%以上の土地を一般に公開していただいた場合は、16mと言わずに19mまで高さの制限を緩和します。おおむね6階建てまでは建てられるようにしようというようなルールでございます。

それから、マンセル値のことがちょっと画面に出ておりますが、赤く点線で囲っているような彩度の高い部分については規制させていただくということでございます。例えば黄色系でいいますと、彩度の5以上というのはこういう黄色い建物になりますので、この部分については制限をしていくということでございます。

次に、近隣商業街区であります。ここは後背地の住環境に配慮するとともに、清砂大橋の通りに面しておりますので、広域幹線道路沿道にふさわしい商業・業務等と住宅が共存するにぎわいのある中高層市街地の形成を図るという方針でございまして、先ほど住居街区でご説明しました6項目のルールのうち高さの限度というもの以外は、この5項目はこの地区も当てはめようということでございます。ただ、建築物の用途の制限として、若干住居街区とは異なる部分がございます。それから色彩等の制限については、周辺との環境の調和を図ることをしておりますけど、特に、あえてマンセル値等の指標の制限はしておりません。

最後になりますが、環状七号線沿道街区、これは後背地の住環境に配慮するとともに、広域幹線道路沿道にふさわしい商業・業務・流通等と住宅が共存する中高層の市街地の形成を図るということで、同じく6項目定めております。近隣商業街区と同様の5項目に加えまして、高さの制限、これは31m以下としてまいります。それから、環七沿道については、壁面後退の定めは設けないということでございます。

続きまして、用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域について次のように変更してまいります。

まず、住居街区であります。14.5haにつきましては、用途地域を第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域に変更いたします。建

ぺい率は一部50%から60%へ。容積率は100%、150%でござい
ますが、200%に変更してまいります。高度地区、防火地域等に
変更はございません。

次に、近隣商業街区、これは0.1haですが、用途地域を現在の第一
種中高層住居専用地域から近隣商業地区に変更いたしまして、建
ぺい率は現在60%を80%、容積率は150%を400%に変更します。

高度地区ですが、第二種高度地区絶対高さ16mから、指定なしに
変更いたしまして、防火地域及び準防火地域については、準防火
地域から防火地域に変更してまいります。

最後に、環状七号線沿道街区であります、この2haについては特
に変更はございません。

引き続きまして、諮問第2号、東京都市計画土地区画整理事業江戸
川南部土地区画整理事業の変更についてご説明申し上げます。資
料は2になります。

画面のほうに表示してありますのは、江戸川南部土地区画整理事業
の区域で、昭和40年に都市計画決定されております。全体で現在
353.7haございまして、今回の変更によりまして337.1haとな
ります。ちょうど図面の真ん中のところ、赤く記してあります16.6ha
を削除するということとございます。

土地区画整理事業を施行すべき区域、これについては、削除する
場合のルールとしまして、東京都の周辺区における土地区画整理事業
を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドラインというのが、
スライドのほうの右側にガイドラインの数字が載っております。括弧
の中がガイドラインで求めている最低水準の数字になります。例
えば、区画道路率というのがあります。一番上の列ですが、現状の
道路率が15.5%でございまして、ガイドラインでは16%以上
に水準を目指せとこうなっておりますが、今回の整備が終わりま
すと20.7%となるというふうに各数字をごらんいただければ
と思います。すべての基準をクリアすることから、今回削除をする
ものでございます。

諮問1号、2号につきましては、以上でございます。会長、よろしく
お願いいたします。説明は終わりました。

会 長 : ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ発言してください。

委 員 : ネットフェンスの緑化というところがあったんですけども、これは
具体的にはどういうことなんでしょうか。いわゆるブロック塀だとか、
それからコンクリート塀ですか。そういうものはやらないで、いわゆる
災害時のことを想定して、生け垣か何かの木を植えてくださいよと。そ
れで境界にしてくださいということなのか、それとも今はやっています
フェンスといいますか、針金でできたような何か、マンションや何かの
生け垣と一緒に建てているようなフェンスがありますね。そういったも
のなのか、具体的にはどういうことなんでしょうか。

それが第1点と、もう1点、住宅地の90㎡以上というような敷地面積を標榜しているんですけども、例えば、既存の90㎡以下の建物を、要するに建て直すとかリフォームしようとしたときは、この適用を受けるのかどうか。その辺、いわゆる再建築不可になるのかならないのか、その辺をちょっとお教え願いたいと思います。

事務局：まず1点目の垣または柵の構造の制限のところのネットフェンス等に緑化したものとするということで、このネットフェンスでございますけれども、最初、委員のほうからお話いただいたように、ブロック塀等につきましては、震災時の倒壊のおそれがあるって、避難の支障が出るおそれがあるということがまず1点と、それからこの地区の街づくりの方針の中にもありますが、やはりゆとりある街並みの中で緑化した潤いのある環境にしていこうという目標もございます。こういったことを踏まえまして、ネットフェンスを設けた場合については、そこに緑化をしていただくということが趣旨でございます。そういうことですので、生け垣、もしくはネットフェンスについては、そこへ緑化していただきたいということでございます。

それからもう1点、敷地面積の最低限度でございます。住居街区については90㎡の最低限度の規制ということでございます。今、画面のほうにお出ししておりますが、今現在90㎡のない敷地も当然ございます。この敷地につきましては、そのままご活用されるという場合については、建て替え等はできるということになります。今後新たに分割する土地については最低90㎡にしていきたいと、そういうことでございます。以上です。

委員：すみません、ちょっと細かい点で恐縮なんですけど、お尋ねしたいんですけど、議案書5ページ目の中に規定がありまして、壁面の位置の制限というところがありますが、その中に、「区画道路、建築基準法第42条に規定する道路及び同法第43条に規定する許可に係る通路（以下区画道路等という。）沿いは、道路境界線までの水平距離は0.5m以上とし」とありますが、ここでお尋ねしたいんですけど、この43条に規定する許可に係る通路については、これは区画道路ではないということで、こちらの地区整備計画のリストに載っていない通路という理解でいいのかというのが1点目で、2点目は、この通路については境界線が確定していて後退するという点に関して、地元の方は基本的に合意されているのかどうか、3点目としては、この方針に基づいて建築審査会のほうで同意に係る審査がなされるという理解でよろしいのかということについて教えていただければと思います。

事務局：壁面の位置の制限でございます。まず1点目のここでございます42条に規定する道路及び43条に規定する許可に関する通路とありますが、画面のほうに出させていただいておりますが、この地区施設に定めのないものについても、これが適用になるのかということでございますが、

そのとおりでございまして、建物の接道する部分、43条については道路がありませんので接道にはならないんですけれども、ここについても許可にかかわるような通路、これにつきましてはいずれにしましても壁面の後退をしていただくというようなことでございます。

それから、合意の状況でございますが、当初、素案の説明会、それから議案の説明会等開催させていただいておりましたが、これについて特に地域の方々から反対というふうなご意見はございませんでした。ただ、説明会の際にもお話をしたんですけれども、ここの壁面後退によって道路が広がるかそういうことではないと。あくまでもご自分の敷地の中での建物の壁を後退させていただくということです。当然建てる際には建ぺい率の制限があつて、いっぱいいっぱい敷地が活用できるわけではありませんので、その中で壁面を後退させていただいて建てていただきたいというふうなお話をさせていただいたところでございます。

それから、審査会での許可ということでございますが、審査会のほうでもこの50cmの後退ということを審査していただいて、許可をしていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

会 長 : ほかにございませんでしょうか。

委 員 : 幾つかお聞きしたいんですけど、18年2月からまちづくり協議会が設立されて、計21回開催されたということなんですけども、この協議会とか、そういう個別相談会も行われたみたいなんですけども、関係住民の参加の数とか、参加率といいますか、その辺がどうなっているのかなということで、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

それともう、今日こういう都計審に諮られているんですけども、地元の方、ちょっと幾人かお話を聞いたんですけども、拡張される6mにかかわるその沿道といいますか、住んでいる方で、よくこの計画の全貌をご存じなかったと。直近でもということで、6mですと、土地の買収が行われて、残る土地の程度によっては、移転だとかいうことも迫られる可能性があるというふうに思うんですけども、その辺の説明はしっかり行われていたのかどうかという点なんですけども、最初の住民の説明会や協議会の参加の具合とあわせて、ちょっと1点、まずそこをお聞きしたいと思うんです。

事 務 局 : 協議会の参加ということでございますが、協議会は会員が24名でございまして。当初18年2月に、設立に際しまして地域に公募という形で募集をいたしました。事前準備に、17年から準備会ということで、町会の役員の方々で協議会を開始したんですけども、その18年の設立に際しまして公募を行いまして、公募で11名の方がご参加いただいて、さらに消防団2名ということで、24名ということでスタートを切っているところでございます。

参加率でございますが、全員の方々が毎回参加ということではござい

ませんでしたので、21回開催しておりますけれども、8名とか9名というふうな状況もございましたが、24名の方々が21回どちらかの会には参加していただくような形になっていたかというふうに思っております。

それから、その後活動報告会を行って、まちづくり提言の活動報告会というのを行って、それを引き取って区のほうで具体的に、今度は区のほうで案としてご説明をしてきたということでございまして、特に今お話にございました拡幅の対象となる6mの沿道の方々、こちらにつきましては、特にこの沿道の方々に19年からお声かけをいたしまして、説明会、それから沿道会議という形で行ってまいりました。こちらも全員の方がご参加ということではございませんでしたが、会も1回、2回、3回と分けて開催する等を行ってまいりましたので、それと、あとその説明会にご出席されなかった方、その拡幅のですね。こちらの方々にも個別に当たったりとか、お話をしに行ったりとかということもしてございますし、また個別相談会という形でご意見を具体的に伺ったりというふうなこともしているところでございます。

委員：いろいろなそういう協議会、説明会が行われたと思うんです。この案に賛成・反対ということではないんですけども、やはり当該地域に住んでいる住民の中でまだよく理解されていない方が非常に残っているなという印象を、ほんの数人聞いただけでも、そんな状況がちょっとうかがえるという感じがするんですね。これを計画決定すると、道路線とか道路の幅とか、用途も含めて決まりますよ、当然ね。そうすると、この決定そのもので相当自分の家、土地が制限をものすごく受けると。将来的に含めて。そのことがよく理解されていないので、今日都市計画審議会が行われるんだと。これで道路の位置とか幅だとか、建物の敷地面積とか最低限度決まるんだけど、それが自分の生活に一体どういうことになるのかというのはよくおわかりじゃないなという感じがしまして、ちょっとこの6mの配置、一番大きな6m道路の配置とか、6m以上の道路の配置というのは非常に影響が大きいと思うんですよ。4mとか、あるいは既存6mというのはそれほど、どこの地域だって、いろいろそこまではセットバックするとかということはあると思うんですけども、最大6mですよ、この中を走るのは。新たに拡幅という点では。この位置決定については、この18年からいろいろ協議会をやったり個別説明会をやった中で、住民の皆さんからの声だとか、あるいは反対の声が上がっていたのかいないのか。ほかの案があったのかどうか、この道路線。例えば、第四葛西小の北側には東西には道路が全然、放射16号まではないんですけども、そういうようなところ、要望なんかも含めて、ちょっとその経過を教えてくださいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

事務局：今、この画面のほうにお出ししているこの赤い路線が6mに拡幅する

道路でございますが、この道路の決定の経過ということでございます。これは協議会のほうでいろいろご議論いただいて決めてきた経過がございます。その中で、特に第四葛西小学校が災害時の一時避難地ということもありますので、まずここへ避難をできる、そういう道路が必要であるということがあります。それと、やはりこの道路に接続して地区内が貫通して通れる道路ということで、この赤く表示された道路が決定されてきたということでございます。そういったことで、協議会のほうでご提案をいただいたということでございます。

以上でございます。

委員：この案についていろんな当該住民の意見とか、あるいは、これじゃあちょっと納得できないとか、そういう意見があったのかないのか。ちょっと今のはこれで簡単にまとまったように聞こえるんですけども、それともう1点追加で、この案の例えば6mの何本か走っていますけども、敷地、自分の宅地面積との関係で、6mに拡張した場合に、残る土地、買収されてさらに残る土地で建て替えが可能なのかどうか。あるいは、それは当然無理だということで、その地域から移転を迫られるような、その件数とかそういうのは全部わかっていますか。大体何件ぐらいは、当然残った土地では再建は無理だということで、他に移らなきゃいけないとか、拡張等によって何件ぐらいそういうことが起きてくるのかという予測というか、それはつかんでいますか。

事務局：最初のこの道路を決めていく過程の中で反対があったのかということでございますが、19年にこういう形でお出しをして、やはり反対というのはございました。生活再建でございますけれども、やはり自分の土地が削られることによって生活再建ができなくなるというふうなご意見ですとか、それからこの道路が広がることによって、通過交通が増えてしまって、子どもたちの通行に危険があるのではないかというようなご意見もあったことは事実でございます。そういった意見に対しましては、通過交通に対しましては、これはあくまでもこの地区の中の道路ということになりますので、速度抑制などの工夫について警察等の関係機関と協議をしながら、地域とお話をさせていただきたいという話をしているところではあります。

それと一番の課題となっております生活再建ということでございますが、こちらについては地区内に、確かに、拡張によって相当種地が少なくなるという土地も何件か出てまいります。ただ、具体的に何㎡から再建ができないのか、できるのかというところはちょっといろいろとあるかと思っておりますので、敷地面積がどのくらいかというのはいろいろその敷地によって把握はしておりますが、何件からかというところまではちょっとお答えににくいかなというふうに思っておりますけれども、ただ何件かはそういった形で建物の再建に支障が出てくる可能性もあるかなというふうに思っております。ただ、今回用途、容積率の緩和もしてまいりま

すので、その中で、現状の床面積については大半の家が確保できるだろうというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

委員：私、ちょっとお話を伺った方は、道路の中心線の印が落としてあるんですけど、6 mの予定地のところで。そうすると、片側は3 mずつ広がると。そうすると、大体、今建っている既存の住宅の建物の3分の1強は削られるということで、土地も大体、ほぼ土地に目いっぱい建っていますから、同じぐらいかなと。昔の違法建築のような状態だから、土地に目いっぱい。そうすると3分の1以上やっぱり削られると。残りの土地ではちょっと難しいかなというふうに私は見たんですけど、その方は、全然それで移転を迫られるというふうに思っていないような節があるんですよ。そうすると、この計画は道路がまだ左右にどっちかに振られるというのではないわけですよ。中心の鉤を打ってありますから。そうすると、かなりはっきりこのお宅は、民民で境がはっきりしていないとか、それもあるかもわからないんですけども、当然移転になるだろうと。ここには住めないという、そういう当該の人も非常に悠長に考えているような、言葉は悪いですけどね。この決定によって、当然将来立ち退きを求められると。求められるというか、しなきゃ住み続けられないという中で、ちょっと切迫感がないなという感じがすごくしたんですよ。

そういう点で、こういう地区計画などでこういう計画を決定するとき、そういう住民の方が、まだよく理解できていない方が残っているのかなという思いが、そういう中で我々もこういう決定に参画するということで、非常にちょっと思いとしては複雑なんですよ。この道路配置とか、用途地域だとか、最低敷地面積がいい悪いということではなくて、そういうところで進めるのはどうなのかなという感じがちょっとするんですけど、その辺について行政側の対応は、そういう方なんかについては、どういうふうにお考えになっているのかなと。その具体例を挙げた方なんかは、10年は別に何もありませんよみたいなことをおっしゃっているんですけど、この計画が決定されて、10年間6 mの拡幅すべきところを特に手をつけないのかどうかとか、その辺の具体的な事業のスケジュールについてちょっと教えてください。

事務局：何か認識が皆さんまだできていないんじゃないかというふうなご指摘なんですけど、この地区は、広がったときに、私の家はどうなっちゃうかということを中心に、実は区長のほうにも要請があったり、私どものほうにも直接あったりしました。大勢の方がおいでいただいたりして意見交換をした場面もあります。それから、赤い路線については、1本1本取り上げて、皆さん全員来なかったわけです。全員ではないんですが、このようなことで道路の事業をやっていきますよと。考え方はこういうことで、それぞれの再建の仕方というのはいろいろ千差万別ですけども、こういうことがありますよということをお話をしてきた経緯を持つ

ています。一番問題は、私の家の敷地で残ったところでどうなるかという話になるわけですし、直接そういう話があった方については、あなたのお宅ですと、将来の用途変更も考えればこのくらいのことにはなり得ますというふうなこと。それから、どうしてもだめな場合には別な相談になりますというふうなこと、そういったことをお話をしてきていて、そういう方々については、わかったとは言わないけど、しょうがないなというところに行っていたらいいというふうに思います。ただ、今おっしゃったような、ちょっと温度差があつて、そういうことについて鷹揚に構えているという方については、ちょっと我々も把握して切れていない方もいらっしゃると思いますが、これは個別に丁寧にやっていくしかないんだらうと思いますので、生活再建ということを視野に入れて取り組んでいきたいと思ひます。

それから、道路の拡幅のスケジュールという話については、これは第四葛西小学校の南側の道路、それからそれにつながっている丁字の西側の縦の路線、こういったところを先行しながら、あとの赤いところを住民説明会の中で全部ご相談をして成果を上げていきたいという目標で事業に入つていまして、そのことをお伝えしています。従いまして、若干通りによっては時間がかかっている、先になるという認識の方もいらっしゃると思いますので、今、委員おっしゃったような状況でお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうスケジュール感覚でお伝えをして一応承知していただいているという状況でございます。

大体、概略そういうことでございます。

委員：最後にしますけども、今、事務局のお話で、結構個別に丁寧に話があつたというふうにお聞きしましたが、実際にその6 mにかかっているそういう方で、ちょっと切実さが非常に、お話を聞きに行っている我々よりさらに、非常に切実さが低いというか、こういうことを言っちゃいけないですけどね。まだ具体的に特に区から何も話がありませんみたいな、具体的な話といたつて、もうこれで決定したら線も決まるし、幅も決まるしということなんですけども、そんな方がちょっといらっしゃるもので、そここのところをやはりもう一回、今日のこの決定を踏まえても丁寧に説明して、やはり生活再建という点で、皆さんそこが一番本当に心配になってくると思うんですよ。実際に狭い宅地で住んでいる方が移転を迫られた場合には、優位な条件ってほとんどないですからね、実際には。外に出るといふ場合に。そういう点の生活再建をよく丁寧に相談して考えていただきたいなというふうに思うんですけども、区画整理と違つたので集合化みたいのを行政側が強力に進めるというわけになかなかいかないと思うんですけども、結構これだけ何か密集しているところ、民間のアパートとかマンションとか結構地域ではあるなと思つたんですけども、それにしても非常に狭い家も多いという点で、その生活再建と、それから時間的には何か第四葛西小学校の南側の道路と丁字路と

どうか、そこを急ぐみたいなんですけども、それにしても、やはりその方々の生活実態、再建のめどがどうつくかという、やっぱりその辺をよく考慮して慎重にやっていただきたいなというふうに思うんです。こういう地区計画でそういう防災も考えて、道路の配置とか、当然必要なんですけども、地区計画そのものはやはり住民の意見、住民のそういう要望に基づいて設定するというのが、都市計画法でもその趣旨になっておりますので、その点ぜひ、住民の皆さんの生活再建第一という立場で進めていただきたいと。このことを強く要望しておきたいというふうに思います。

委員：今の委員のご意見でわかったのは、拡張される方のご不満があるというのは初めて聞いたんですけども、今週の月曜日、たまたま私が住んでいるところの近くなものですから、このエリアには1回も足を踏み入れたことがないので、一通りこの道筋を全部歩いて見させていただいたんですけども、全く無計画で、何でこんなところがあったんだろうかと。住居地域なんて人がたくさん住んでいますと。このエリアでいくと、第四葛西小学校が避難地域になっているんですが、それに隣接する児童公園だけで、あとはもう小さい家のごちゃごちゃとあるだけと。そしてこの道を見たときに、皆さん恥ずかしくないのかなと思うんですね。全く計画性がないわけです。何だか知らないけど、ごちゃごちゃという道があって、それを道と今まで言っていて、それをどうするというときに今のよう状況になっているわけです。隣の堀江並木通りの左側の先は整然と映っているわけですね。この道筋をどうしようかといったときに、普通は、環七と清砂の間ですから、きれいに碁盤の目のようにできるともって都市計画らしくなるんでしょうけども、それがやっとならぬ道を何か生かしながら問題なく、そうすると、すなわち防災の観点からやはり少し広げるところは広げようかというのがこの案だと思ったので、これは計画らしい、本当にいい計画なんだなと実感したんで、ただ、今、委員のご心配などあるので、ああ、そういう心配もあるのかなと。ただ、それは、やはり計画がまずあって、それが長いと。例えば、神戸の震災のように、ある日突然震災が来ましたと。計画がなければ、またもとに戻りますと。こんな複雑な道筋がまだそのままのところに来るよりは、やはり計画があったほうがいいんじゃないかと。

さらに、我が区の場合は、メトロセブンの構想があって、葛西駅に近くなれば、当然将来もこの辺が変わる、徒歩圏内ですから、相当の重き、ウエートがあるはずなので、この案件なんかは次善の策だと思うんですけども、これはやはりいい案だなということで進めるのかなと思ったところが相当長い日になったものですから、ああ、なるほど、こういうご意見もあるんだなと拝聴させていただいたんですけども、一応賛成だという意見の、せっかく見てきたので。

それと、またその次の日、今度は堀江並木通りを通ったことがあった

ので、そういえば歩いたところを車で入ってみようかなと思って車で行ったもんですから、入ろうとしたけど、入れる度胸がなくて、やっと広い通りに出たので入ろうとしたら葛西第四小学校の入り口のところだけと。あとは車は間違っても入ったら出てこれないんじゃないかという感じの道路だったので、やはりこれは防災の観点からどんどん進めていんじゃないかなと思いました。

会 長 : それでは、ほかにございませんですね。

(「ありません」との声あり)

それでは、お諮りします。

諮問第1号の1ないし4及び諮問第2号、異議ございませんですね。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

それでは、次に諮問第3号、お願いします。

事 務 局 : それでは、諮問第3号、東京都市計画土地区画整理事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業の決定について(江戸川区決定)でございます。資料3でございます。

なお、意見書を提出いただいておりますので、参考資料をお配りいたしておりますが、後ほどご案内申し上げます。

まず、スクリーンをごらんいただきますと、箇所図がございます。北小岩1丁目東部地区、京成江戸川のすぐ南側のところになります。赤く塗った部分でございます。拡大の航空写真ですけれども、北側と西側を国道14号線、千葉街道でございます。東側は江戸川の堤防、南側はJR総武本線に囲まれた地区でございます。

議案の概要でございますが、木造住宅が密集し、道路の約9割が幅員4m未満の狭隘道路で、その多くは行き止まり状であるため、防災・安全性の面から課題のある地区であります。

江戸川区都市計画マスタープランにおきましては、小岩地域については、「魅力ある商店と閑静な住宅街が織り成すふれあいの街」を将来像としております。

平成18年になりますが、本都市計画審議会の答申を経まして、「江戸川区スーパー堤防整備方針」を策定し、高規格堤防整備と一体となった災害に強い街づくりに取り組んでいるところでございます。

本地区につきましては、密集市街地を改善し、生活環境が向上した安全な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を決定しようとするものであります。

事業の実施につきましては、国土交通省の高規格堤防事業と共同で行う予定でございます。

次に本地区における街づくりの経過と今後の予定であります。

平成16年以降、地域の皆さんと意見交換や説明会等を実施してきておりまして、この6年間で計48回開催、延べ1,770名の方のご

参加をいただいております。都市計画の手續につきましては、ことしの7月5日都市計画素案の説明会を実施いたしました。去る9月1日から15日までの間、都市計画案の縦覧を行いまして、縦覧に見えた方は51名、意見書の提出は3,066通ございました。

この意見書の内容については、後ほど区の見解とあわせてご報告いたします。

また、今後の予定につきましては、今月の下旬に都市計画決定の告示を予定しております。

次に、都市計画決定の内容でございますけれども、施行区域、江戸川区北小岩1丁目地内、面積約1.4haでございます。

本地区の現状であります。地区の周囲を市川橋の坂路、これは北側になります。江戸川の堤防、それからJR総武線の軌道敷ですね。三方が高くなっており窪地状の地形となっております。

地区の課題としては、地区内の道路の多くが4m未満の狭隘道路。行き止まりや階段道路があり、木造住宅が密集しているということでございます。

現状の写真でございますが、地区内道路の幅員は約2mから3m程度でございます。特に北側の市川橋の坂路のところは高低差があるので、写真でご覧いただきますような階段状になっています。このようなことから、土地区画整理事業を行いまして、密集市街地の改善を図りたいということでございます。

スクリーンにお示ししているのは参考図ということで、区画整理が終わった後、このような道路網を計画するという、参考図でございます。西側と北側、これは千葉街道となりますけれども、この道路を地区内の東側のほうに拡幅いたします。また北側については、宅地側との高低差が解消しますので、不要となる側道を歩道に改良していこうということでございます。地区内の区画道路、幅員を記載してございますが、4mから6m程度というような道路をあのよう形で配置していこうということでございます。それから、東側に隣接する河川区域については、公園広場として配置していくということでございます。

これは、事業後の地区のイメージでございます。ちょっとわかりにくいんですが、堤防から西側のほうに向かいまして、若干スロープがついているというような形の絵になってございます。

議案の説明は以上ですけれども、意見書がございまして、意見書の要旨、それからそれに対する区の見解をご説明申し上げます。

参考資料のほうもご覧いただきたいと思っております。スクリーンのほうに同じような数字が書いてございますが、意見書の総数は3,066通ということで、私どものほうで分けさせていただきますと、推進をしてほしいという意見書が593通、反対であるという意見書が2,473通であります。全体の意見書の提出いただいた方のお名前を名寄せします

と、912名の方の提出をいただいています。

推進の意見ということで仕分けをしますと、197名の方が提出をいただいています。197名のうち、地区内にお住まいの方が148人、うち権利者の方が42人、その他区内の差し出しで出している方が37人、区外の方が12人です。

それから反対の意見書でございますけれども、715名のうち、地区内のご住所でお出しになっている方が61名、私どもの把握している権利者数ということで分けますと26名。それから区内からの方が449名、区外の方が205名ということになります。

参考までに、下に書いてございますように、地区内に居住されている方の数は255名、権利者の方の数は88名ということで、これは20年8月現在の数字でございます。

それから参考資料の5ページをご覧くださいと思います。左側に意見の要旨、それから右側に江戸川区の見解が書いてあります。

この意見書ですが、統一された様式でその下に署名があるような形で出された意見書、それから個別に出された意見書とさまざまな様式があります。大きく分けますと、統一された書式でいただいたもののうち、推進意見については三つの書式で587通、反対の意見については25の書式で2,463通、個別の書式で提出いただいたものが推進意見については6通、6名。反対意見については10通、10名でございます。

それでは、これから順次ご説明申し上げますが、意見書の要旨のところゴシックの文字表示になっている部分ですけれども、これは同種同様の意見が多数ありますのでゴシックで強調しております。2回目に同様のご意見が出てきたところは明朝の字で書いてあり、重なっている部分がございますので、主にゴシック文字のところをご説明してまいりたいと考えております。

まず1番、推進意見に関するもののうち、書式の1というふうに書いてありますが、196通、196名の方からいただいた意見でございます。総合的な観点からこの事業は必要です。①安全・安心なまちをつくることできる。②地域の活性化が進み、まちの繁栄が期待できる。③気象状況の変化に対応したスーパー堤防と一体となった街づくりは大変有効である。④さまざまなまちの問題が解消され、事業実施の効果は大きい。⑤事業の確実な実施を強く望むというものでございます。

それから、書式2といたしまして、195通の195名でございますが、生活環境改善の観点から、この事業に賛成します。①市川橋を渡りUターンしなければ地区に入れられないという問題が解消される。整備をすればということですね。それから②道幅が狭く、階段・袋小路等の不完全な道路機能を改善できる。③救急車やタクシーなど家のそばまで入ることができ、急病やけがのときに迅速に対応できる。④接道状況や土地の形状が悪く建て替えが難しい土地が改善され建築しやすくなる。⑤ま

ち全体が整然とし、風通しや見晴らしがよくなる。⑥堤防上に緑地広場ができ、潤いのある環境が創造され、地域のコミュニティの場ができる、でございます。

書式の3、196通・196名でございますけども、防災性向上の観点からこの事業に賛成します。①道路幅が狭く地震や水害等の災害時に迅速な対応が極めて困難です。②災害時にも消防車が現場までたどり着けないため、消火活動に支障が生じ、延焼火災の危険性が高い。③築30年以上の木造住宅が多く地震時などに倒壊の危険性が高い状況ですと。④スーパー堤防と一体となった街づくり事業に賛成するとともに、早期の事業の実現を強く望みますということでございまして、その他の単独意見は記載のとおり6通、6名の方からいただいております。

7ページをお開きいただきたいと思っております。2番、反対意見に関するものということで、合計2,473通、715名の方からいただいております。順次ご説明いたしますが、まず書式1、704通・704名からいただいておりますが、決定に反対します。①住民が納得していない街づくりは中止すること。②莫大な無駄遣いのスーパー堤防計画は中止すること。③住民を長期間移転させるなどの大きな負担を前提にした事業は中止も含めて再検討すること。④江戸川区と国土交通省は事業の押し付けをやめること。飛びまして、追記、これは書式の中に追記の意見のあったものも記載してはございますけども、⑦史実に富んだ環境を大切に。それから⑧現状は道路が細いため、地震の際には多大な災害が起きる懸念があり、堤防をつくらずに区画整理のみを希望します。⑨民主党次期政権の政策に合っていないと思う。飛びまして、⑩水害があれば斜面を流れる水で水浸しになる設定である。⑪補償基準、換地選定等の情報を公開していないこと等がございまして。

8ページに行かせていただきまして、⑮キティ台風のときに浸水したのは平井小松川地区だった。そこからやってください。⑯別の方法は今の科学で可能と思っております。⑰区画整理が目的のスーパー堤防計画に強く反対します。⑱八ッ場ダム、川辺川ダムと違いまだ未着工であること、いつでも撤回可能なこと。⑳上流の葛飾区が騒いでいないのに、なぜ江戸川区だけ大騒ぎしているのか納得できません、というようなご意見もあります。

次、書式の2、490通・490名の方々がこの書式で意見を出されています。①江戸川沿川一帯は、かつて未曾有の台風と言われるカスリーン台風でも全く影響が出なかった堤防です。②沿川には400年以上の歴史のある寺社仏閣が多数存在し、一時保護指定区域になった寺もあります。ところが突然、スーパー堤防建設予定が決まるとその寺社も堤防予定地に変更されてしまいました。③江戸川沿川の堤防は、既に江戸時代から堅固にでき上がったものであり、明治、大正、昭和にわたってさらに強固なものに建設が終わったはずで。④平井7丁目にほんの一

部スーパー堤防ができましたが、街づくりにこれが適したものとは思えません。⑤流量7,000 t 毎秒以上の水量が流れた想定の説明は、利根川との分岐点を考えると架空のものでしかありません。⑥全沿川にスーパー堤防建設をする総額予定は2兆1,000億円。170年以上もの年数がかかると想定されています。こんな将来性のない堤防建設をするのは異常であると考えます。

次のページへ行かせていただきます。9ページ、追記意見の要旨の④社会福祉等にもっと予算を使うべきです。飛びまして、⑩3月末までの堤防工事で北小岩4から8丁目の天場は7mに拡幅された。これは流量1万t毎秒に耐えられるもの、7,000tの根拠は——ちょっとこれは記載がおかしいんですけど、わからないというような意味だと思います。⑭計画はスーパー堤防と共同なので区域決定してはいけません。

それから、書式の3、84通・84名であります。①まち全体に傾斜をつけることにより、現在のような平坦な道に住みなれている住民には住みにくいまちになります。スーパー堤防なくしても街づくりはできるはずで、というご意見です。

10ページに移らせていただきまして、⑦現在は窪地ではなく平地です。斜面化を示唆する計画は区域決定してはなりません。

それから書式の4、82通・82名です。①私はこの土地が安全だと調査し、現在の家を建てました。この土地が未曾有の台風だと言われたカスリーン台風にも全く影響を受けず地盤調査もしました。②区役所からの地盤調査は道路近辺の調査だけで、住宅までの調査結果が出されていません。その調査には信用が置けません。それから、③スーパー堤防全部完成、どこからどこまでに何年かかるのか詳しい説明が欲しい、でございます。

続きまして11ページ、⑦全く地盤調査の正しい報告はなされていない。本当に調査は行われたのでしょうか。

書式5の追記意見の⑤反対地権者が半数を占める状況で大多数が賛成という区側の主張は変です、という記載でございます。

12ページに行かせていただきまして、書式7、①北小岩1丁目東部地区のスーパー堤防と一体化した街づくりには、2回の住居移転を必要とします。それは大変な負担です。②せっかくのご近所づき合いのよいまち、コミュニティがこのスーパー堤防建設事業が公開されてから破壊されつつあります。

13ページに行かせていただきます。書式の8、81通・81名の方からのご意見の中では、①この土地にずっと住み続け、全く不自由も不安も感じたことがありません。

追記意見の③なぜこの一部だけに取りかかるのかその理由が全く理解できない。もっと早く取りかかる場所があるはず。⑦ここを動きません、というのもございます。

それから書式9、82通・82名の③事業計画区域の合意がないままの事業の強行は中止すべきと考えます。民間地権者の半数近くが氏名を明らかにして反対を表明しています。④江戸川区当局による3年余りに及ぶ今回の都市計画案作成と決定に至る全過程が行政による一方的説明と初めから事業を前提とした先行買収等によるものであり、関係地域に分断を持ち込んだ責任は重いと考えます。計画を中止し、関係住民に陳謝し、住民の提案にも耳を傾けるべきです。

追記意見の②下水道完備後、全く治水に関する不安を感じたことはありません。

それから書式10でございます。①施行区域が不適切かつ不適當です。一つ、補助142号の歩道以外が計画に含まれています。次に、堤防境界の現況道路を計画に含む必要があります。JR境界部分ののり面を計画に含む必要があります。放射14号線の地下通路部分を計画に含む必要があります。

書式10の追記意見の②住民が100%近い賛成を得るような案をもう一度考えるべきです。

長くなって恐縮ですが、15ページ、お願いいたします。書式11、81通・81名の方です。①理由書の江戸川区街づくり基本プラン部分は、当該地区の記載ではない部分が引用されていて不適切である。北小岩1丁目は良好な環境を保全することがうたわれている。②江戸川区スーパー堤防整備云々部分では、江戸川で高規格堤防と一体となった街づくり事業を進めるとあるが、江戸川沿川の江戸川区側で事業決定している箇所は未だ無く事実と相違している。ちょっと長いんですけど、スーパー堤防整備計画の中の記載と相違している、というご意見だと思います。

それから書式の12、81通・81名の①18班地区を先行モデル地区とすることの住民合意の確認すらされないままに先行買収、地盤調査、測量などの実質的に事業が実施されています。このような事業の進め方自体が住民をないがしろにしたものです。

16ページであります。書式の13、①盛り土をすることによりJRの騒音を受けやすくなり、とても住みにくいまちになります。

それから16ページの下段になります。書式の15の①建設残土などによる盛り土をすることにより、住みなれた土地ではなくなることであり、とても不安に思います。

17ページであります。一番下の記載になります。②スーパー堤防建設が必要なら、なぜ上流のほうから始めないのか疑問に思っています。

それから、18ページは特にゴシックの字体はございません。

19ページをご覧くださいまして、書式23、2通・2名の方です。①何度来ても反対の意見は変わらないと申し上げても、区役所の方が玄関のベルを鳴らし、ストーカー的玄関での会話に腹立たしい怒りを覚え

る、という記載でございます。

20ページ、中段、書式25、2通・2名の方の①特定の賛成者に優位な土地提供をし、その公約をしているとしか思えない。

その下ですが、その他の単独意見、10通・10名のうち、(1)①170年以上もかかる公共事業は、今の技術を持ってすればもっと短時間で簡単に済ませられる。

21ページですけれども、単独意見の(8)江戸川区が危険であるという説明は、説明や根拠は極めてあいまいかつ一方的で、偽装と疑われかねない。江戸川区スーパー堤防整備方針は抜本的に見直し、というような意見でございまして、事務局としては可能な限り忠実に再現をさせていただいて、全体のご意見の様子がわかるように取りまとめたものでございます。

続きまして、恐縮ですが、5ページに戻っていただきまして、今度は江戸川区の見解でございます。この見解は、例えば5ページの右側の一番上に、1番、街づくり事業の必要性というふうに書いてございまして、5ページ、6ページの右側にわたって書いてございます。それから7ページをお開きいただきますと、2番、合意形成についてと記載してございまして、こういう項目が7つに分けてあり、一問一答の形では見解をお示しにくいものですから、区の見解は7項目に分けてこのような形で記載してございます。スクリーンのほうをご覧いただきながらご説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

1番から順にご説明申し上げます。まず1番、街づくり事業の必要性についてということで、本事業の位置は、江戸川区の北東部、先ほどご説明した部分であります。

地区の現況写真であります。住宅が密集しているような状況がうかがえるかと思っておりますけれども、右下のグラフは、地区内の建物について、構造や築年について整理したグラフです。地区内の建物の状況としては、木造住宅が8割。築年数では昭和56年以前の旧耐震の設計の建物が約7割というのが現状であります。

それから地区内の状況写真ですけれども、まずは、地区北側の市川橋の坂路、東側の堤防側の青く括ったところの写真です。地区内道路の幅、約2mから3m程度ということと、宅地側と市川橋の坂路との高低差があるため、急な勾配の道路だったり、階段道路であったりという状況の写真でございます。

次に地区南側のJR総武線側の写真になります。先ほどと同じような道路の状況がご覧いただけると思います。

それから、幹線道路との接続、あるいは地区内道路の状況でございますが、この北側の千葉街道の1カ所ですね。ここしか車の出入りができないということでございまして、地区内に入るには一度市川橋を渡って400mほど行きまして、千葉側でUターンをしてからここから入って

いき、またそこから出るというような道路の状況になっているということでございます。

それから、地区内道路を茶色く塗ってありますけれども、茶色い部分は4 m未満ということで、一部黄色いところは4 m以上あるんですけれども、ああいう形です。それから、バツがしてあるところが車等で出入りのできないところですね。

それから、宅地の接道状況ですけれども、道路が狭いことは先ほど申し上げましたが、もし建て替えるとなると、セットバックをしなければ敷地として確立できないということに加えて、赤い点線で囲った敷地が幾つかございますけれども、現在接道がないというような宅地も見られます。

それから、本地区の形状であります、上が平面図、下が断面図でありますけれども、市川橋の坂路、堤防、総武線の土手、これが高いので、下の断面図でご覧いただきますと、千葉街道を約5 mの高さとし、約2 mから3 mの落差があるという断面になっております。

それから、先ほど参考図でお見せしたのと同じ図面ですけれども、道路の整備方針ということで、地区内の道路はすべて4 m以上とし、すべての宅地が今後の換地になりますけれども、宅地はすべて5 m以上の道路に接道するように考えていきたいということでございます。

それから、区画整理によりまして移転いただいた建物は、すべて建て替えということになります。従いまして、耐震基準、防火・耐火の構造など現行法に沿った形での建築となりますので、まちの防災性も向上してまいります。

さらに、高規格堤防と一体整備することによりまして地区全体が盛り土されますので、階段道路、あるいは急勾配の道路というものはなくなりますというようなことで考えております。

それから、地区の傾斜でございますが、上のほうにちょっと簡単な3%の勾配のイメージでも、これはわかりにくいんですけれども、右から左へ向かって、土手のほうから西側の千葉街道に向かって3%の勾配になります。参考となる数字としては、東京都福祉のまちづくり条例で、屋外の公共的通路の勾配は5%以下に下さいというのが数字の基準としてあります。それを下回る3%という勾配になります。

それから、ご意見の中に地区の地盤が上がるとJRからの騒音が大きくなるのではないかとのご意見もあつたんですが、このことにつきましては、JR総武線側、あるいは堤防側に公園緑地等ができてまいりますので、この部分に植栽をすることで緩和をしていきたいと考えております。

見解の二つ目になります。合意形成についてであります、まず事業の説明、意見交換、情報発信の取り組みとして、まちづくり懇談会や意見交換会など平成16年度以降48回開催しておりまして、1,770

名の方にご参加いただいております。

それから、まちづくりニュースを18年度以降66回発行しております。それから、スライドの中段になりますが、地域の方からの要望におこたえして、先行買収や移転補償費の概算の算定、こういうものもこれまで合意形成の一環としてやらせていただいております。

このようなさまざまな取り組みを進める中で、事業への理解や不安解消が進み、事業への機運も高まってきているというふうに考えています。

それから、まちづくり懇談会の開催状況の写真ではありますが、下の写真はことしの7月の計画素案の説明会の状況でございます。これはまちづくりニュースの54号等のサンプルの写真でございます。

見解の三つ目、住民の負担ということでございまして、まず仮移転期間、非常に多くのご意見をいただいているところでございます。本事業は、高規格堤防事業と一体整備するというところで、通常の区画整理に比べまして仮移転期間が長くなります。通常の区画整理の場合は一、二年ということでお戻りいただけるんですけども、本事業の場合はおおむね4年程度の仮移転ということでご説明しております。ただ、今後、施工方法等も含めまして、国のほうで短縮化を検討しております。区としても短期間で施行できるように強く要望していきたいということでございます。

それからもう一つは、高規格堤防と一体整備するメリットということでございますが、窪地状の地形の解消、それから地区の住環境の改善、防災性の向上ということもあります。それから区全体の防災機能、これは堤防強化ですので、区の治水機能の向上ということから、当該地域の方にはご負担をおかけする部分がありますので、相当の減歩負担の低減ということについても、区としては努力しているというところでございます。

それから、いただいたご意見の中で補償とか再建についてのご意見もありましたけども、補償については、区の土地区画整理事業における補償基準、要領に従って、当然でございますが、公平に算定するというところでございまして、この基準は、生活再建というものを大前提とした基準になっております。

それから再建については、個々のご事情というのがかなり異なりますので、個別にご相談をさせていただきながら不安の解消に努めていきたいということと、再建の勉強会等も、これはほかの区画整理でも行っておりますが、当地区においてもしっかり行っていきたいと考えております。

見解の4点目、事業の進め方について、なぜここからなんだというようなご意見も多数いただいておりますけども、赤く塗った部分が北小岩地区全体ということで、約2.2kmでございます。平成16年からこの全

体の赤い地域の方々ともスーパー堤防の事業のお話をさせていただいてきましたけれども、今回、都市計画決定しようとしているのは、このうち黄色い部分になります。特にまちの課題が多く、また、地域の街づくりに対する意識も高いということから、最初の事業検討地区として事業化に向けた取り組みをしているということでございます。

それから、事業化前の調査ということでご意見もいただきましたが、現段階で地盤調査などを行っているわけですが、事業計画を検討する上で必要な調査、例えば地盤の調査、それから高さとか平面とかの測量の調査についても確かに実施しております。必要な調査を進めることによりまして、地域の方々にも事業についてより正確な情報の提供をさせていただくということで調査をしているものであります。

それから、先行買収ということでございますけれども、懇談会、あるいは個別相談を進める中で、地域の方から、ご要望いただいた結果、先行買収という形をとらせていただいております。先行買収で取得した用地については、事業に必要な公共用地に充当するというので、地域の方々の減歩負担を緩和することを目的に行っているものでございます。

見解の5番目、施行区域についてということでございまして、区域の範囲は先ほど赤くお示したところですが、北小岩1丁目20番と21番の街区になりますが、境界の設定についてのご意見でございましたので、まず西側ですが、千葉街道、都市計画道路補助142号線が幅員の拡幅の予定があるので、今回、区画整理側に拡幅するというので、現道の中心線まで事業区域に入れていきます。それから北側については、これは都市計画道路では放射14号線という名前になりますが、道路と宅地の段差が解消されますので、側道が要らなくなるということから、全線を歩道として整備することを前提としまして、現在の道路本線と側道及び歩道の境界までを施行区域としております。

東側であります。現在の堤防のある河川区域を境界の施行区域としております。なお、施行区域の外については、先ほどもご説明しましたけれども、公園として整備をしていくということでございます。

それから南側はJRとの敷地境界になりますが、今回の区画整理で、まちの範囲をJR側に拡幅することは考えていませんので、現在のJRとの用地境界、これを施行区域としておるということでございます。

次に、高規格堤防事業の必要性についてということでございますけれども、本地区は、これまで水害の経験がないというようなご意見をいただいておりますが、左側の画面ですが、昭和22年のカスリーン台風襲来時の水害状況の絵になります。見にくくて恐縮なんですけれども、青いところは50cm未満の浸水。黄色いところが50cmから2m、赤いところは2m以上ということで、一番南のほうをちょっと指していただくと、ちょうどその白い境になっているところが新川、もっと下です。

そこですね。新川で洪水がとまったというふうに言われておりますけど、もう少し上のところに東西に曲がっているのが総武線の位置、あの辺が江戸川区の位置ということでもあります。

このときに利根川の右岸、現在の埼玉県大利根町あたりの堤防が決壊したことによりまして、その水が江戸川区まで浸水してきたということで、浸水状況については図面でご覧いただいたとおりです。写真が上が鹿骨付近の浸水の状況の図面、それから下は新小岩のほうから小岩のほうにJRの総武線の土手の上を歩いて避難している方の写真ということで、残されております。

次に、江戸川区の地形の状況ということでございまして、青く塗ってあるところがゼロメートル地帯と、満潮より低い部分ということで、約7割になります。従いまして、万一堤防が決壊すると、一気にその水が流れ込んでくるというようなことございまして、これまで過去に水害に襲われたこともたび重なるわけですけれども、これまで堤防強化、あるいは下水道の整備ということで、こういう地盤の特性に対抗し得る事業に取り組んできたところでございます。

その中で、この図に示しておりますのは、特にスーパー堤防が最良の方法だということを書いているわけですが、高規格堤防の整備には多くの時間を要しますが、現段階で工法としては一番最適なものというふうに考えておりますし、特に高台のない江戸川区にとっては、一部が完成するだけでも避難場所の確保ということでは大きな効果が期待できるというようなことが記載してございます。

次の図面は、通常堤防と高規格堤防の断面の比較であります。下の図面で堤防の高さの30倍の長さの幅を持った緩やかな堤防になりますということで、越水、あるいは浸透に強い堤防という特徴を示しております。

それから、整備方針等の意見もございましたけれども、区では高規格堤防と一体整備による街づくりを進めていく方針として、街づくり基本プランの中でも定義しているところでございますし、18年12月の都市計画審議会の答申もいただきまして、ちょうど右にありますスーパー堤防整備方針、これを決定しているところであります。

見解、最後になります。高規格堤防についての技術的な意見を何点かいただいておりますので、これについては国土交通省に直接ヒアリングをしまして、国土交通省の見解として何点か整理してあります。

まず1点目は江戸川の流量ということでもありますけども、江戸川の治水計画の計画流量ということで、毎秒7,000tの水という流量の設定があります。これは利根川全体の流下量、治水計画の中で決められておりますので、上流のダム、遊水池、利根川の本流の状況などから検討されています。現状では、まだ計画流量は安全に流すだけの治水整備はできてないので整備を進めています、というのが国土交通省の見解であ

ります。

それから、越水対策の工法ということで、越水に高規格堤防がなぜいいのかということで、上のほうに土木学会の見解を記載してございますけれども、構造上このような幅がとれた断面になっていますので、越水、浸透ともに有効な方法であるというふうに記載されております。

それから、次に盛り土に対する不安ということもございましたけれども、盛り土材、土の安定性については、事前に築堤材料として適したものか、有害物質が含まれていないかを確認をするということもございまして、盛り土の安定性については解析を行った上で必要な対策を行っていきます。安全性については問題ないということもございまして。

地盤調査でございまして。堤防側の調査だけでは不十分じゃないかというご意見もありましたが、これにつきましては、今年の2月から3月にかけて地盤調査を実施しております。調査の結果や既存のデータから、当地区が複雑な地層構成ではないということが確認され、現段階で必要なデータは得られたということでもあります。なお、今後、解析や検討を進める上で必要な場合は、当然に追加の調査を行っていくということも聞いております。

最後に、イメージ図でございまして。上の図面が総武線沿いの道路の図面でありますね。このような形の整備のイメージを持っております。

大変長くなって恐縮ではありますが、いただいたご意見と区の見解についてご説明させていただきました。

会長： それでは、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。
委員： 審議委員の皆さんのお手元には、いろいろなご意見のお手紙が行っているのではないかと思いますけれども、私のところにも何通か参っております。そしてそのうちの1通につきましては、少し私、ちょっと気になったものですから、恐らくこれは皆さんのお手元にも行っているはずでございまして、それで、まず審議に入る前に一体全体これをどのようにお考えに皆さんはなっておられるのかについて、少しお伺いをしたいと、こういうふうに思っている次第でございまして。

意見書としては、A4で約35、6行、40行近くの文書が送られてまいりまして、おおむね、本件スーパー堤防についての意見でございまして、どちらかというところ必ずしも賛成ではないというような趣旨の事項が記載されております。そして、その1番最後から3行目ぐらいのところから、私たち住民は、審議会でもどのような決議がされようと、委員全員の名前を今後ともはっきり記憶にとめる決意でありますと、こういうふうにしてあるんですね。賛成をしまいと、反対をしまいと、皆さんのお名前をはっきりと記憶をしているというふうなことでございまして。こういうふうなことを言われてしまいますと、私どもとしては本当に自分の真意をこの審議会でもって皆さんの前で発言することができるのかというふうなことで、実を言いますと、私はちょっと躊躇せざるを得な

いと。畏怖の念を持ったわけでございます。これは考えようによっては、あるいは脅迫をされているのではないかと、こういうふうには私は思ったわけでございますけれども、皆さんそういうふうにお感じにはなりませんでしょうか。また、こういう書面は当然事務局へなんか行っているはずはありませんけれども、これはコピーなすって結構でございますけれども、どういうふうにお考えになるのか。事務局でもご検討をいただきたいと、こういうふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。皆さんにもこういうふうな書面は行っておりますでしょうか。

（「来ています」との声あり）

ここでの発言は、末永く記憶にとどめておくと、こういうふうなことでございます。明らかにこれは脅迫しているんじゃないかと思っております。そういう気はいたしませんでしょうか。こういう書面を4名の方の署名がございまして、そして送られてきております。ということでございまして、皆さんいかがなものでございましょうか。

恐らく、この4名の皆さんは、今日傍聴人が7人おられるそうですけれども、この4名の方、あるいは全員が今日は傍聴に来ておられる。あるいは最低お一方は傍聴に来ておいでになるだろうと、こういうふうには思っているわけでございます。ということになりますと、ここで発言をするということは、この4名の監視のもとに私ども発言せざるを得ないということでございますけれども、こういう審議会を開いてもよろしいのかどうか。こういうことについても、ぜひ皆さんのご意向をお伺いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。監視をされたままの審議会での発言というのは、私は少しくやりにくい、したくないと、こういうふうには思っております。

会長：今、委員から手紙のことについて発言がございましたけれども、ほかの委員の方のほうにはどうでしょうか。

委員：たまたま私のところには2通ありますが、今のような内容のものはいただいていませんので、その4名が監視する対象に入っているかどうかまでは私はわかりませんが、ただ、私は大体2通拝見する分には、一応反対の立場であることを明確にした上で、こういう問題点の提案があったんで、そういう場合は、単に記憶、委員の一人として考える場合は参考という、そういうご意見があるんだなど、聞くと。ただ、私どもとしては全体を知る立場にないというのは当然ですから、それは事務局がこういうまとめをつくられたので、それをベースにしてやると。あとは、今言ったように脅迫的なものがあるかどうかというのは、今度運営にかかわることなので、その立場の意見交換があればいいなと思ったんですが、少なくとも私には来ていませんので、今の発言は全員に来ていないかもしれないとおっしゃったものですから、少なくとも私自身は対象にされていないという感じでした。

委員：私のところは、前任の委員のところには届いていましたもので、それで

預かったんですが、今の委員のものとは違うものでございまして、今そのお話をお聞きしましたけども、ちょっとこれはいかななものかなと、確かにそういうふうには思います。ただ、委員の皆さんの議論もずっとこれまで長くしてきていただいたわけでありますから、そういう意味でも、この件については、そろそろやはり出口といいますか、そういうものをやはり考えていかなきゃいけないのではないかなというふうな、私はそういうふうな感じを持っております。確かに、ただ、そういうものがお手元に来ると、本当にいい気持ちもしないし、その気持ちは本当によくわかるんですけども、ただ、であるからこそ、ある意味ではきちっとした結論といいますか、そういうものもやはりしなきゃいけないのではないかなという、こういうふうな感じを私は持っております。

委員： 一番最初にご意見なされた、私の隣の隣の方と同じ文面、私も、どうか委員の皆さん、江戸川区行政にとって都合のよい審議委員でないことを希望します。私ども住民は審議会でどのような決定が下されようと、委員全体の名前を今後ともはっきり記憶にとどめる決意でありますというふうな文面で、先ほどの委員と同じ文面、ほかにも、これは4名の署名ですけれども、第一こんなの、個人的に委員の、この委員会で都市計画審議会の名簿等、住所、氏名なんかお知らせしていないわけでしょう。

これはどこからどういうふうに、これは役所が提供しているんですか。

事務局： お答えいたします。ちょうど2年ほど前ですか。篠崎の公園関係の一連の都市計画案件のときにも、同じように委員の皆様のご自宅にお手紙が行くというようなことがございまして、その際も都市計画審議会の事務局としては、委員さんの名簿、お名前は公表していますが、住所は公表した経緯はございませんということでお答え申し上げたのですが、その際調査した中では、ちょうどお正月に賀詞交換会がありまして、都市計画の審議委員の皆様は賀詞交換会の名簿に名前を連ねていらっしゃいますので、その賀詞交換会の名簿を印刷する事務局のほうから、現在のご住所で名簿に記載してよろしいでしょうかという確認をとった上で記載しているという事実がございました。その後、次の賀詞交換会のときからは、特に公募の委員の方々には事前にご確認をいただいた上で、ご自宅の住所は名簿に記載をしないと。その賀詞交換会の名簿にもですね。それから、特に行政の委員の方々は、実際にお勤めの場所であるとか、それから大学の住所であるとか、そういういわゆる勤務地については載せても問題ないであろうということで改善をしたということでございまして、今回の手紙については、今のご質問に対するお答えとしては、特に審議会の委員の方々のご住所を審議会の名簿としてお知らせしているというわけではないということでございます。

委員： 関連をいたしまして。大変に恐縮だと私は思っておりますけれども、本日の審議会に関する限り、こういうふうな書面を私どもは出されております。現実に出されております。したがって、せつかく時間をお

使いになって、せっかくおいでになっている傍聴人の皆さんでございませうけれども、本日の審議会に関する限りはご退場願えれば大変にありがたいと、私は思っておりますけれども、皆さんのご意向はいかがでございましょうか。

委員：私は手紙をいただきました。それで一応読んで、確かにそういうちょっと気に入らない面も中にはあったんですが、それはそれとして、自分は自分でこの審議委員になったので、この中できちんと発言をしていこうというふうに思いましたので、それはそれで進めていただきたいなど。ここにいらっしゃる傍聴人が書いたかどうかはわかりませんが、それを排除してやるのはどうかというふうに私は思います。

委員：いろいろご意見ありましたので、私も一言述べさせていただきたい。早く案件に入ったほうが良いと思います。傍聴者云々というのは、もう制度として認められておりますので、それを排除することは一切できないというふうに思いますし、当該の住民の方がいろいろ言うというのは当然のこと、この程度はかわいいものですね。関西の部落問題で相当、暴力も含めて激烈なそういうのがありましたけど、そういうのから比べたらまるで取るに足らないような文章ですので、中身じゃなくてね。だから、それはやっぱり堂々と我々は審議する必要があると。住民からこういう意見があろうとも、それをどう受けとめるかはそれぞれの委員であります。

それからもう一度、その氏名公表、住所公表について、我々は先ほどの中葛西8丁目の地区計画もそうだけど、重大な問題を決定しているんですよ。住民の生活、それから街づくりに直結する。これを住民代表、あるいは江戸川区の審議委員の一人として決定するのに、だれが決定してどういう発言したかというのはこれは全体として公表すべき問題で、当然傍聴者も入っているという点で、氏名公表とか住所公表まかりならぬというのは、ちょっとこれはおかしい議論で、何を恐れているのか私にはわかりませんが、暴力的なそういう問題についてはこれは一切絶対もちろんだめですけども、そんな程度の問題じゃないですね。とにかく自分の意見は堂々と言うべきであり、どういうふうに住民がそれを受けとめるとしても、責任を持って発言するというのが我々審議委員に与えられた使命であり、もしそれがだめだというなら、この委員自体、辞退すべきだろうというふうに思います。

委員：こういうような審議会、今お話もありましたように、江戸川区の将来にかかわる大事な審議をする、そういう審議委員に対して、とりよによっては確かに専門的な、法的なことはちょっとわかりませんが、脅迫であるというふうにとってもいいんじゃないかと。それは、大事な審議をする審議の発言をこの手紙によって制限をさせる。こんなような卑劣な内容の手紙を審議委員の方々に送るということは、いかに反対である陳情者であっても、これは許されることじゃないと思うんですね。

ですから、当然それは、この審議をする課題について堂々と審議はしなきゃいけませんけども、何らかの形でこういうような手紙のあり方があってはならないですね。行政からでもいいですし、この審議会からやっぱり発するべきだと。今後こういうようなことのないように、じゃないと、率直な議論というものは展開できないんじゃないかと思うんです。できないことはないですけど、しかし、それは制約されます。ですから、ぜひ、委員会として、こういうようなことが二度ないように、何らかの措置を考えていただければありがたいと思います。その上で今日の審議に入っていただきたいと思います。

会 長 : それでは、この手紙の件に関しましては、この程度にとどめまして、本来の審議に入りたいと思います。これだけ住民といいますか、利害関係者が非常に強い関心を持っていることは事実なので、公正公平な立場でもってご判断をしていただきたいと存じます。

それでは、議案の内容に入ってまいりますので、ご質問ご意見ありませんれば、どうぞ。

委 員 : 先ほど意見書についてご説明いただいたので、それにちょっと関連して、意見書の資料のほうをめぐって1ページに、意見書提出数、推進意見者数と反対意見者数がそれぞれ載っていて、うち権利者数が載っているんですけど、権利者数、推進の方が42名、それから反対の方が26名。このうち、その地区内に居住している権利者はそれぞれ何人なのか。まずそれを教えてください。

事 務 局 : 住所要件で私ども確認をさせていただいております、この42名、26名については、平成20年8月の時点でここにお住まいだった方々ということで、42名、26名ということの数字を把握しております。

委 員 : いや、だから、権利者ということだから、そこに住んでいなくても、その土地の権利がある人は結構いると思うんですよ。じゃあ、これは権利者じゃなくて居住者ということなんですか。

事 務 局 : 権利者というふうに私ども書いているのは、もう一度繰り返し申し述べますけども、20年8月時点で私どもが把握をしている権利者の内訳というふうにお考えいただきたいと思います。

委 員 : そこを、はっきり、だから、土地の所有者、名義人なのかどうかですよ。だから住所、要するにそこに居住している人が権利者みたいな、今、言い回しなんですけど、そこをもう一回はっきり。

事 務 局 : すみません、私のほうちょっと今勘違いをしておりました。この権利者数については、今現在の権利者ということでご確認いただきたいと思います。

委 員 : その権利者の概念が、アパートだと、アパートの住居人も権利者として数えているのか、アパートの所有者、あるいは土地所有者どっちなんだということなんですよ。はっきりちょっと……。

事 務 局 : 借家人の方は入っておりません。これで権利者というふうには呼ばせて

いただいているのは、土地所有者、もしくは借地権をお持ちの方ということでございます。

委員：だから、その上で、その権利者はそこに現にお住まいなのか、その土地に。権利だけ持っていてほかに住んでいるのか。その内訳がわかると思うんですよ、当然ね。その数は、この42名、26名のうち同数なのか、あるいは差があるのか、そこを聞いているんです。

事務局：この数字について、今、委員のご質問の何名ここにお住まいかということは、そこまで把握はしておりませんが、基本的に私どもが権利者というふうに把握している方々の数が42名、26名ということでございますので、そのようにご認識いただければというふうに思います。

委員：なぜそんなことをお聞きしたかというのと、賛成の方も反対の方も、それぞれ意見書をかなり出されていますので、これまでのそういう街づくりの計画案について、なかなかないことですよね。先ほどの中葛西8丁目では意見書ゼロですからね。これだけの数がやっぱり出ているというのは、まだそこにお住まいの皆さんの中に、相当意見の違いがあるということで、それで、権利者が非常に、ちょっとこだわるのは、やっぱり土地だけ持っている地主さんがそこに貸しているという方がその区域外に住んでいるという方はその場所に住んでいませんから、事実上ね。その方がどのぐらいいらっしゃるのかなということ、現にそこに住んで長年生活している方の思いといいますか、考えが非常に重要だろうというふうに思いますので、この賛成・反対の中で、実際にそこに住んでその権利を持っている方がどのぐらいいるのか。

もちろんアパート住まいとか、借家の人だって重要ではあるんですけども、これまでスーパー堤防の問題にかかわって、住民の方からのいろいろ訴えだとか議会に陳情が相当数出ていますので、そういう中の議論の中で、地権者——地権者という言い方をしていますよね、その住民の方は。かなりの数の方が反対だということで、20数名とかいう数も建設委員会にも出されておりました。そうすると、全体の地権者のうちどのぐらいの割合で、スーパー堤防、区画整理に反対なのか、あるいは賛成なのかと比率が非常に重要で、今これだけ見ても2対1、反対のほうがもう少し多いですかね。完全な2対1じゃないですけども、そういう数ですよ。そうすると、このままこの計画を推進すべきという住民の合意がとれていると言えないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

今回の案件は区画整理の区域決定ですけども、スーパー堤防と直結した区画整理事業ということなので、これは双方の事業に対してこれだけの賛否が非常に分かれているという点では、私は今回のこの案件については今日決定するということは到底難しいと。少なくとも9対1ぐらいとか、あるいはそれ以上の住民の統一した一致点がなくて街づくりを進めていいのかと。ほかの区画整理にしても何だって、こんな比率で反対・賛成が分かれているというのはあまりないと思うんですよ、事例と

してね。そういう状況で無理やり進めるといふこともないと思うので、よく土木部長のお話も、これまで何回も聞いたことがありますけども、とにかく住民の納得をいただくまで丁寧に説明をとにかく続けていくんだというようなことで、今回はこれはそういう考えからいくと見切り発車もちょっと甚だしいなという感じがすごくするんです。

それからもう1点、スーパー堤防の問題に関しては、なぜここをスーパー堤防化するかという、そういう必然性がほとんど理解できないですよ。治水計画全体というのはいちより大きく、広い範囲でどういう計画にするかというのが重要なんで、ここだけスーパー堤防にして、あとかも江戸川全体が安全であるかのようなそういう説明はちょっと言い過ぎだろうという感じがしますし、やはり、治水事業として本来どういうものかという点では、まだまだ議論がものすごく分かれておりました、国政の上では八ッ場ダムの中止というような表明も政府からされたり、今事業仕分けも含めていろいろ公共事業について課題が検討されている中で、スーパー堤防も、あるいは凍結・見直しというふうに、20数年前に始まった事業なんですけども、そういうことにもなりかねないようなそういう今情勢になっているという点で、スーパー堤防を前提にした区画整理、国の補助、東京都の補助をあてにしているこういう事業が国の方針転換で途中でとまればこれは大変なことになるわけで、八ッ場と同じような状況になりますよね。私はスーパー堤防そのものは必要ないというふうに思っておるんですけども、そういう国が大きく方針を今再検討して、あるいは見直し、こういうふうになる可能性があるとしたら、これだけ国が揺れているときは、自治体、行政は今までのやり方、手法だと、国の動向がもう少しはっきりするまで見守るといふのが普通なんですよ、これまで。ところがそれにもかかわらず、ちょっと急いで、こんなに賛否がはっきりかなり分かれているのに、こんなに急いでいるといふのはちょっと異常だなという感じがします。

ちょっと長くなりましたが、そういうことで、会長、私は反対の表明をしたい。あるいは、ちょっと議案の提出が早過ぎるということですよ。少なくとももっと、住民の合意がしっかりとれてからやるべきだろうというふうに申し上げて終わります。

委員： 今までの議論は、スーパー堤防と区画整理とどうも混同して一緒くたにしてごたごたとお話をなさっておられる。スーパー堤防と区画整理とは一応は、関連はしておりますけれども、一応これは別の問題であると、私は考えております。スーパー堤防につきましては、平成18年の何月であったかは忘れちゃったけれども、江戸川スーパー堤防整備方針といふのを、平成18年であったと思っておりますけれども、これはこの都市計画審議会でも決定をし、さらに江戸川区議会でも決定をしているはずですよ。したがって、スーパー堤防については改めて議論をする必要はない。ただし、スーパー堤防をつくってしまうと、その堤防の下へ入ってしまう人

たちがいると。その人たちをどうするんだというふうな話が出てくるから、区画整理でもってスーパー堤防の上へ乗せてあげなければならないじゃないかというふうなことで区画整理の話が出てくるんだろうと思うんですね。

したがって、スーパー堤防については、改めて議論をする必要は、もう既にやってしまったことですし、区議会でも決定をしちゃったことですから、これは議論はする必要は必ずしもないのではないかと。スーパー堤防に関連してその区画整理をするんだと。区画整理をするんだということが今回の大きな議論ではないかと。中心議論はそっちだと思うんですね。スーパー堤防は一応もう決まっちゃったことですから、改めて議論をする必要はないと、このように私は考えております。

委員：委員とまさに同意見なんですけれども、先ほどの説明にもありましたように、平成18年12月に諮問をされて、12月18日ですかね。3回の審議を経て、20日の日にこのスーパー堤防事業については、都市計画審議会でも合意を得て答申を得たと。こういうような経過がありますので、スーパー堤防事業について改めてここで反対だとか何とかといっても、これは既にもう決まったことであります。同時に区議会でも、今お話にありましたように、ちょうど平成20年の第1回の定例会でありますけれども、このときに北小岩地域のスーパー堤防事業の反対陳情というのが9本ぐらい出ておりましたけれども、その反対陳情を審査をして建設委員会の中で否決をし、反対陳情に対してですね。本会議で反対の陳情については不採択という議会の結論を得ているわけですね。そして本当は第3回定例会で結論を出すという方向で動いていたという報告をいただいておりますけど、なかなか3定では結論が出なくて、早急に結論が出るというふうに思います。

今年はこのスーパー堤防問題につきましては、既にそういう方向でありますので、また今回の議会でもいずれ結論が出ると思います。そういうようなことの中で、この事業を先ほどの説明のように、今さら申し上げるわけではありませんけど、70%がゼロメートル地帯であるという江戸川区の特異な地形の中で暮らす、今もう68万になんなんとしております。いずれ70万になる。そういうような中で区民の命を守る大事業であると思うんですね。そういう意味では、今日この審議会にお諮りされておりますこれに関連する区画整理事業というものが、まず第一歩として推進をしてもらおう。こういうことは大変大事なことだと思うんです。そこで、そういうような推進をしていただくという観点から一つだけ要望だけ申し上げますとさせていただきますと思うんです。

今申し上げましたように、このスーパー堤防事業に関係する方々、区内の関係する、これから北小岩とか江戸川全域をスーパー堤防化しようという事業でありますけれども、そうした関係者の方々は、やっぱり70万区民、今は68万になんなんとしておりますけれども、その区民の命

を守るために事業に協力をしてくれる方々であります。この区画整理事業の場合は、例えば駅の周辺の区画整理、私も実際にその事業に直面いたしましたけれども、大体17%とか18%とか減歩があるわけですね。それがずっと駅を中心にした街づくりがみんなの協力ででき上がってきているわけでありますが、このスーパー堤防とあわせた区画整理事業につきましては、今申し上げましたように、区民の命を守るための大事業に協力してくれる方々でありますので、先ほどの説明にもありましたように、減歩率はもうゼロに近いような配慮をする。あるいは、建築も何か40年以上たっている方々が多いようでありましてけれども、その家屋の再建については、そういう十分な補償をして、そして新築できるような、今と同じような家が建てられるような配慮。あるいは今工期の話、移転の期間の話もありましたけれども、この期間につきましても、普通の区画整理ですと、先ほど説明がありましたように、1年から2年で大抵移転をしてもとのところへ、移転先に換地をされた先に建物を建てることのできるわけでありましてけれども、これは4年ぐらいかかるというちょっと数字が出ていましたけれども、しかし、これはもう3年以内でできるような、できるだけ負担を少なくして、早期に完成できるような十分な配慮をして区画整理事業についても進めていただきたいと、こういう要望を申し上げまして終わりたいと思います。

委員：この議案の概要を見てもわかるとおり、スーパー堤防がいいか悪いかということがありましたけれども、とにかく国とのかかわりが非常に大きいというふうに思うんですね。この区画整理だけで、江戸川区だけでできない。だからこそ、このスーパー堤防と絡んだ区画整理を見ているんだと思うんですよ。それで、これまでは、スーパー堤防を賛成というか、そういうふうになったときは現政権ではなかったわけですね。そのときには、国がやりますよと。だから、江戸川もやりますよということで一つの流れはあったかもしれないんですが、実は政権交代が行われて、いわゆる無駄な公共工事はやりませんよというふうになって、その一つが八ッ場ダムの中止だったというふうに思うんですよ。

そうすると、これからダムに頼らない治水だとか利水だとかということをやっぱり考えていくべきだろうというふうに思うんですね。そして、この今、政府の行政刷新会議でも、無駄を省くということまで行っているわけですから、そうした国の動静を見ながらやっぱり判断していく必要があるだろうというふうに思います。ですから、私はもう少し、国がどういうふうやって決めていくのか。ダムに頼らない治水を、例えばスーパー堤防でやるのかというふうになっていくんだと思うので、その動静を見ないでここで簡単に言うことはできないんじゃないかなと思います。

委員：今、政権がどうかこうとかという話がありましたけれども、これは全く違う話ですけども、今、区議会のほうではいろいろと話題になって

いるのが、市川と都県橋という橋をかけるという話が話題になっていまして、その中で区長がおっしゃっていたのは、どのような政権になったとしても、区民の命を守ることが大事なんだという強い区長の意思が表明をされたんですけれどもね。そのことで、このことがそういうことだという意味ではありませんけれども、やはりこちらに住んでいらっしゃる区民の皆さんのお気持ち、そしてまたその区民の生命・財産を守るという観点からも、この事業というのはやはり進めていくべきものではないのかなと私は思うんです。

さっき、反対の意見が多数あるというお話もありました。異常な状態だというような話もありました。しかし、よくよく数字も見させていただくと、区域外の方の反対が相当、これは10倍ぐらいあるのかな。ということもあり、また、区域内は賛成の方が約倍ぐらいあるということからすると、これはやはりそちらに住んでいらっしゃる、今ここにお住まいの皆さんのお気持ちというのをしっかりと我々としては受けとめなきゃならないのではないのかなと、このように思います。

あと1点は、今地区内の居住云々の話がありましたけれども、土地を、そこに住んでいないからどうかこうとかという話がありましたけれども、それもちょっといかがなものかと思います。そこに土地を持っていて、大家さんでいらっしゃる方もいらっしゃるのかわからないけど、住んでいないからどうかこうという、これはちょっと的外れじゃないのかなということも思います。

いずれにしても、この件については、さっき正式にといいますか、はっきりと反対の表明がありましたので、委員のほうから私たちは反対だという意見の表明がありましたし、逆に私たちはこの件については、今までもずっと会派内で議論をしていた経過もありまして、その議論を経た上で我々は賛成ということで、今日こちらのほうに出席をさせていただいていますので、特にこちらに住んでいらっしゃる皆さんの生命・財産を守るというこういう観点からも、このことについてはそろそろ機が熟しているのではないのかなと。48回話し合いを続けて、延べ1,770名の方の議論を経ているということでもありますから、私はそろそろ機が熟しているのではないのかなと。こういうことで進めていただければと、こういうふうに思います。

委員：北小岩地区の方は、カスリーンもキティも水に浸かったことがないと、過去水に浸かったことがないという、この意見がこの意見集の中にございました。私は台風を経験しまして、水に浸かった経験があります。まだ、小学校上がる前の年でしたから、昭和24年ですかね。キティ台風です。それで、こんなに怖かったことは子ども心に覚えております。したがって、やはり大人になった今でも、大人といっても、もうじき棺おけに足を突っ込むんですけれども、あとどうなったって構わないよということであれば意見を述べる必要はないんですが、やはり残された若い

人たち、あるいは67万の江戸川住民にやはりゼロメートルで、ここに住んでいる以上は水の脅威から解放されないよと。これはずっと私61年近くこの水の恐怖については、小学校上がる前ですから、6歳ですかね。だから、ちょうどそこは半世紀以上この水の恐怖はやはり怖かったですね。

そこで、昔の話になって恐縮なんですけれども、確かに、総論は賛成だけれど各論は反対という事例もありました。それは一つには、今、千葉街道と接している蔵前橋通りというのがございます。これは土地収用でやれば、いわゆる平井大橋に橋をかける事業だったんですけれども、そこだけやれば済んじゃったんですが、ついでに平井地区全部区画整理をしたわけです。私のところも減歩されました。約5坪ぐらい減歩されましたかね。それでたまたま、こんなことを言っているか、これは事実ですから申し上げますけれども、要するに東南の角地、2項道路の角地になったので、お前のところは5坪減歩したけれども、清算金払えというふうに、そのときにまだ私は学生だったものですから、ちょっと行政法をかじっていたものですから、よし、じゃあ訴えてやるとか息巻いてやったんですけれども、でも、今考えてみると、確かにあの当時憤りましたけれども、それによって、今、有形無形の恩恵に浴していることは事実です。つまり、私以外に、都心から千葉に行く人たち、運送業者さん、それから通勤に使う車の運転手さん等々、すごく恩恵に浴しているわけですね。あそこを区画整理したことによって。それから、我々としては、その区画整理で恩恵を受けたということは、いわゆる近隣で火事があったときにぼや程度ですぐ消火できるということと、夜中に急病があったときに救急車がすぐ来てくれるということですね。

まあ、区画整理によってデメリットの面もあります。自動車がやたらに入ってきて……。長いですか。

(「いや、大丈夫です」との声あり)

いいですか。参考までに聞いていただきたいんです。

(「なるべく短めに」との声あり)

ああ、そうですか。要するに、メリットもデメリットもありますので、どうかその辺のことをご勘案いただいて、百年の大計というような形、自分たちだけよければいいんじゃないじゃなくて、みんな一緒に共同体で住んでいるんだから、じゃあ、その中で自分たちもよくなってみんなもよくなるという着地点をもっと話し合うべきじゃないかというように思うんですが、いかがでしょうか。

会 長 : 大体ご意見が出尽くしたと思いますので……。まだございますか。どうぞ。

委 員 : すみません、時間とって。さっきスーパー堤防の整備方針という話があったので、何かこれが議会で決定したという非常に誤解がありまして、整備方針というのはあくまでも方針で、スーパー堤防計画というのは方

針ですよ。あくまでも方針で、事業を決定しているわけでもなくて、国が立てているんだから、区の整備方針なんて本当は要らないと私は思っているんですよ。5水系6河川スーパー堤防化するという方針を国が持っているんだから、区が事細かにやる必要はなくて、もうそこは国はやると。旧政権でそう決めたんですよ。だから、整備方針はあくまでも方針で、それを実際にやるかどうかというのは全然別個の話で、区議会で決定したということは、全くこれは事実と反するんですよ。住民の陳情を否決したというのは事実ですよ。これもそのときの状況の問題で、そんなことといえば、極めて政治的なんですよ、こういう街づくりも。政権かわって全部見直しだということだったら、委員さんも、民主党政権の言いなりにならなきゃいけないんですよ。いいですか。そういうことなんですよ。

極めて政治的な問題でどの何か、先ほど委員さんからありましたけど、要するに、命を守るためには、とにかく同じようなことで一緒に頑張りましょうじゃないんですよ。どう守るかとか、どういう計画が重要なのかという具体的に個々検討しなきゃいけないわけで、そんな単純な論理じゃないんですよ。ですから、67万区民のためにと言ったって、何十年も前の区画整理や治水事業とまた違うんですよ、全然。そこをしっかり見極めて、今に合った方法というのを分析してちゃんとやらなきゃいけないと。そこで八ッ場だっで見直しという方向で今始まっているんですよ。あれがどの政権だっ同じだったら、見直しなんか当然ならない。しかし、見直しということで大きく変わろうとして、本当に見直しするかわかりませんよ。でも、そういう事態になっているということでは、こういう公共事業について、どの政権がどうなろうとなんていう区長の話は全然合わないんですよ、こんなの、まるっきり。そして、命を守るとか、先ほど委員の話にもありましたよね。区画整理でメリットがあると。そういうこともあります、現実にたくさん。でも、やっぱりその地域、その当該地域が本当にどうなのかというのはしっかり我々はやっぱり見極めるということで。

この場合は、さっき言ったように、もう要するに、比率で言うと、賛否は5対3ぐらいですかね。要するに反対が多いということですよ。こんな例ないんですよ、基本的には。そうですね、土木部長がおっしゃるように、本当にもっと説明をしっかりと、納得いくまで待たなきゃいけないと思うんですよ。もし自信を持ってここが必要だということであれば。それを何かもう既にスケジュールありきで、どんどん推し進めるというのは、やっぱりこれはちょっと行政の横暴だというふうに私は思うんですよ。賛否は別にしても、こういうふうに意見が分かれている以上は、勝手にこれを今決めるというのは、本当にちょっとおかしい話だと思うんですよ。我々やっぱり都市計画審議会の委員として、ここが一番重要なんですよ。スーパー堤防が必要かどうかというよりも、そう

いう点では、住民の代表として参加して、決めるときには決めなきゃいけないでしょうけども、こんなに意見が分かれている問題、今決められるかという点では、到底無理だというふうに言わざるを得ないというふうに思いますので、急ぐなんていう意見は、ぜひ改めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 : まだございますか。

委 員 : 昔、この審議会でもってスーパー堤防の方針を決めた。それで、区議会へ持って行って方針を決めた。あれは単なる方針なんだと。あんなものはいつ交換してもいいんだというふうなことになるかと、私も政治家でない人たちは、政治家が方針だと言ったのは単なる方針なのかと。いつ変えてもいいんだと。あれはでたらめかと。信用する必要は全くないんだと。こういうふうに思ってもよろしいんですね。あれは単なる方針なんですから。

(「区議会は決めていないですよ」との声あり)

いつ変えてもよろしいと、こういうふうに私も政治家でない人たちは考えざるを得ないと思います。

会 長 : この程度でもう……。今まで発言されなかった方、最後に。

委 員 : 区民の代表として皆さんとちょっと意見が食い違うんですが、今回のこの計画もそうなんですけど、地図を見ると、中央地域がゼロメートルでそこに水が、あそこが決壊すると、流れてたまってしまっただけで危険だということでこれが始まったようなんですけれども、私はこの北小岩1丁目の方からお手紙をいただいて、どういうところがいけなくてということじゃなくて、私たちこんなに悩んでいますということだけだったんですから、何がどう反対なのかというのはちょっとわからなかったんですね。

私はずっともう長いこと江戸川区に住んでいまして、先ほどの中葛西8丁目なんかも、あのあたりにも住んでいたんですけど、当時35年前なんですけど、あの辺は人糞がまだ畑にまかれていて、毎日のように臭かったんですね。その当時のままの地形を保っていて、道路なんかも大きくなって、内職を配りにいったときに、ハイエースが入っていくとミラーが、もう両わきが1cmぐらいしかなくて、そのままバックして出てこなければいけないような道路なんかもあったんです。

今回この北小岩1丁目の方の意見によると、多分ですけど、この意見を見る限りでは、先ほどおっしゃったように、権利者の方が外に住んでいて、アパートないし借家に住んでいる方が追い出されてしまっただけで行き先がなくって、その後の生活はどうするんですかと。区で面倒を見てくれるんですかみたいな意見、私たち委員にはそういうお手紙だったんですね。その辺なんかで、もし考え直していただければ、私はこの計画に賛成なんですけど、自分のかわいいお子さんとかお孫さんが世帯を持ってこの中央地域に住んでいたときに、災害が起きたら、ここに

水がたまってみんな全滅しちゃうんですよと聞いたときにでも、今の意見が変わらないのかなということもありますし、また、そのスーパー堤防をつくる予算が国の予算であるのであれば、やはりお金の出どころがまた区と違ってきてしまうので、ここの北小岩1丁目の方たちに犠牲になっていただいて、スーパー堤防をつくってしまった後に、もうこれ以上予算がないからとスーパー堤防がそこで終わってしまった場合、そのダムの計画と一緒に、犠牲になった人たちはどうするのかということになってしまうので、できれば、区の予算でできる範囲で今事業を進めていって、別で建てるとすごくお金がかかってしまうので多分一緒にやるんだろうなと思うんですけれども、ここを区画整理しないと、やはり北小岩1丁目のこの界限も車が入っていけない場所があって、うちの子どもがぜんそくがひどくて、救急車を待つ時間もないほど、担いで人工呼吸器を用意しておいてもらって車に駆け込むみたいな、そういう事態で命を取りとめたりとかしていたんですね。

だから、そうすると、この車の入れないところで、万が一、1分を争うような病人が出た場合、その救急車を——私の手紙には、市川橋のたもとに仏具屋さんがたしかあると思うんですけど、そこに救急車をとめて中に行けばいいじゃないかというお手紙だったんですね。でも、そうすると、心臓発作なんかでも1分を争うような方が命を落としてしまったり、また災害で火災が起きたときに全部が燃えてしまったり、神戸の災害のときのように、今日来るかわからない災害がいきなり起きたときに、ここが、万が一ですよ。車が入れないことで今問題になっているんですけど、そういうことが起きたときに責任を問われるのはやはり区の行政とかそういうところに、あんたたちがもたもたしていたからこんなことになったのよという方の意見がまた出てくると思うんですね。その辺で、ご自分の今後のことも大変でしょうけども、その辺を区の方と話し合って、今後のもしも移転された先での生活なんかもみんな安心できるようにしていただければいいんじゃないかなと思いました。

会 長 : 最後に手短にお願いします。

委 員 : このお金の出どころは区のみですか。それとも国とか都が係わるんでしょうか。

事 務 局 : 土地区画整理事業については江戸川区が事業主体者でやっていきます。スーパー堤防については、国が事業主体者ということで、共同事業で行ってまいります。

委 員 : 共同事業ということは、規格を上げる部分については国のお金を入れるという、そういうことですか。

事 務 局 : 今おっしゃるとおり、スーパー堤防による、いわゆる盛り土については国がすべて行います。ただ、区画整理もそうですが、スーパー堤防もそうですが、一度移転をいただいて、またこちらに戻っていただくということがございますので、そこについては、国と区で費用分担をして最

低限の費用で賄おうということでございます。

- 会 長 : それでは、お諮りしたいと存じます。
- 委 員 : 会長。
- 会 長 : まだ、ございますか。
- 委 員 : いや、だって、今日決めるべきじゃないという提案を。
- 会 長 : わかりました。今、お諮りします。
- 委 員 : 賛否じゃないんですよ。先送りすべきですよ。
- 会 長 : 今、お諮りしますから、ちょっとお待ちください。
- 委 員 : ああ、それは諮ってもらえるんですね。
- 会 長 : ただいま委員から、本日…。
- 委 員 : 救急車の話で、私はマンションですけど、マンションの10階、15階でしたら、救急車が目の前に着いたってすぐ来ないですよ。
- 委 員 : じゃあ、このままでいいんですか。
- 委 員 : いや、そうじゃないんですよ。だから、それは理由にはならないんですよ。消防車だって燃える目の前には来ないんですよ。だから、救急車が入らないというのは、それは重大な問題じゃないんですよ、街づくりのね。
- 会 長 : ちょっとお待ちください。委員同士で…。
- 委 員 : だったら、中葛西8丁目何で区画整理やらないのかとなるじゃない。あれは区画整理じゃないんだよ。
- 会 長 : ちょっとお待ちください。委員同士でいがみ合うようなことはしないでいただきたいと存じます。
- ただいま委員から、本日結論を出すべきではないと、続行すべきであるという意見がございましたけれども。
- 委 員 : 違いますよ。続行じゃないですよ。
- 会 長 : 続行じゃないんですか。今、結論を出すべきじゃないという意見ですね。それに賛成の方、手を挙げてください。
- (賛成者4名挙手)
- 何人ですか。4名ですね。そうすると、結論を出すべきではないという方は4名、少数でございますね。
- 従って、お諮りします。
- 諮問第3号につきましては、賛成、反対議論がございますけれども、先ほど委員から反対という明言がございました。委員のほかに異議のある方、反対する方、手を挙げてください。
- (反対者1名挙手)
- そうすると、委員のほかに反対者はおりませんですね。それでは、賛成の方が多数ということで、本日は結論としたいと存じます。
- ほかにございましょうか。
- (「なし」との声あり)
- 事務局、ほかにございませんか。

事務局：「その他」でよろしいですか。

会長：その他、お願いします。

事務局：その他ということをごさいますして、次回の都市計画審議会の予定でございすが、12月17日（木曜日）と1月13日（水曜日）でございします。今回第1回でございしますけども、第2回が12月17日、第3回が1月13日、午後2時からでございします。

12月の会場はこちらがとれてございしますが、1月の会場については、確定次第ご連絡いたします。

事務局からは以上でございします。

（「内容は何について」との声あり）

12月につきましては、生産緑地の新たな追加、それから削除等がございします。それから1月の審議会につきましては、小松川ジャンクション新設の関係ですね。これは東京都の決定になりますけれども、この議案ほかを予定してございします。詳細はまた決まり次第お知らせいたします。

会長：ほかにございしませんですね。

それでは、本日は長時間ご苦労さまでございしました。これで散会いたします。

以上

以上のとおり議事を記録し、ここに署名する。

会長 人見 哲 爲 印略

署名委員 川 瀬 泰 徳 印略

署名委員 小 泉 敏 夫 印略